

# 自営就農開始支援事業

## 1 事業の目的

認定新規就農者等が認定就農計画に従って農業経営を開始する場合に当該経営に必要な施設等の整備を行う事業に対して支援することにより、初期投資の軽減を図り、もって本県の農業の担い手を育成確保することを目的とする。

## 2 事業の内容

### (1) 事業実施主体

次の全てを満たす者

- ア 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項）  
認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項）
- イ 認定就農計画に基づき、県内において農業経営を開始し、専門的に農業に従事している者又は見込まれる者  
農業経営改善計画に基づき、県内において農業経営を開始し、専門的に農業に従事している者又は見込まれる者
- ウ 農業経営を開始した日から起算して5年以内の青年等（44歳）又は新たに農業経営を営もうとする青年等であること。
- エ 青色申告を行っている者（確実な者を含む。）。ただし、主たる経営体の一部門として経営を開始する場合は、主たる経営体が青色申告を行っており、かつ区分経理により対象者の収支が明確となっている場合を含む。
- オ 農業生産工程管理（GAP）により農業管理する者又は取り組もうとする者  
食用農産物 安全で美味しい島根の県産品認証制度（美味しまね認証）の生産工程管理基準に準拠した農場管理に取り組み、事業実施後1年以内の認証取得  
非食用農産物 農林水産省策定の農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインのその他の作物（非食用）に準拠

### (2) 補助対象事業

認定就農計画または農業経営改善計画に従って農業経営を開始する場合に必要な次の事業

- ア 施設機械整備事業
- イ 素畜導入事業（繁殖雌牛は5歳齢未満のものに限る）
- ウ 果樹等植栽事業
- エ 土地基盤整備事業

※認定就農計画又は農業経営改善計画「目標を達成するために必要な措置」欄に記載のあるものが対象

### (3) 補助率

補助事業費の1/3以内

補助金上限額 10,000千円（補助対象事業費 1施設等当たり 300千円以上）